

## 認知症に関する相談・講座

### 認知症介護者相談

日 4月16日(木)午前9時30分～11時30分

場 区役所本庁舎3階302会議室

対 認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名

内 精神科医師による相談

申 3月17日(火)から電話で問合せ先へ。先着順。

問 高齢者支援課高齢者相談第一係 ☎(5273)4593



### 認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識等を学びます。参加者には、認知症サポーター養成講座受講の印として認知症サポーターカードとオレンジリングを差し上げます。

日 4月28日(火) ▶①午前10時～11時30分、▶②午後2時～3時30分

場 区役所本庁舎6階第2委員会室

対 区内在住・在勤・在学の方、各回25名

申 3月17日(火)から電話かファックス(4面記入例のほか希望時間(①②の別)を記入)で問合せ先へ。先着順。

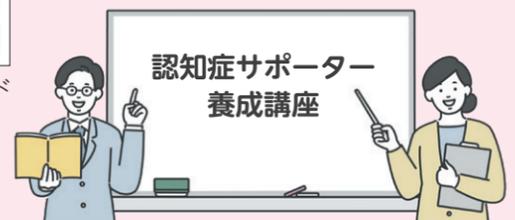
問 高齢者支援課高齢者相談第二係 ☎(5273)4594・FAX(5272)0352



認知症サポーターカード



オレンジリング



### 認知症・もの忘れ相談

日 4月16日(木)午後2時30分～4時

対 区内在住でもの忘れが心配な方、4名

内 医師による相談

申 3月17日(火)から電話で問合せ先へ。先着順。

場 関戸塚高齢者総合相談センター(高田馬場1-17-20) ☎(3203)3143



## 高齢者の介護予防・福祉増進のための活動へ助成します



### ①住民等提案型事業助成・②高齢者福祉活動基金助成

助成内容等詳しくは、お問い合わせください。

対 区内在住の高齢者(実施団体の会員以外)が対象の、新規またはこれまでの活動を充実させる次のいずれかの事業(助成終了後も継続的に活動し、他の助成・補助を受けていない事業)

▶高齢者のための介護予防、認知症・うつ・閉じこもり防止、生活支援・生きがいづくり等に関する活動(介護予防教室・健康指導等)、▶高齢者主体で行う社会貢献活動(清掃、防犯・防災活動等)、▶地域のための活動(地域支え合い活動)ほか

助成額 回数により助成率が異なります(30万円を限度。地域支え合い活動は5万円を限度)。同一内容の事業への助成は1年度につき1回です(通算3年度まで。②は地域支え合い活動の消耗品費・印刷製本費のみ通算4年度以降も申請可)。

申 事前連絡の上、所定の申請書等を4月2日(木)～15日(水)に直接、問合せ先へお持ちください。申請書等は地域包括ケア推進課等で配布しているほか、新宿区ホームページ(右二次元コード)から取り出せます。



問 地域包括ケア推進課 ▶①介護予防係 ☎(5273)4568、▶②高齢いきがい係 ☎(5273)4567(いずれも本庁舎2階)



## 福祉タクシー利用券を発送します



心身障害者福祉タクシー利用券(年額4万8,000円分)、車いす利用券、ストレッチャー利用券を受給している方に、3月19日(木)から簡易書留で令和8年度の利用券を順次発送します。4月になっても届かない方は、お問い合わせください。 ※福祉タクシー利用券は、受給者本人が使用できる券です(同乗は可)。

※3月31日(火)までに使用しなかった令和7年度(有効期限が令和8年3月31日)の利用券は問合せ先へ郵送で返還してください。

下・右上記の方で申請がお済みでない方は申請が必要です

### ●心身障害者福祉タクシー利用券

対 次の全てに該当する方、▶身体障害者手帳(肢体不自由(下肢・体幹・移動機能障害)1～3級、内部機能障害1～3級、視覚障害1～2級、平衡機能障害3級)、愛の手帳1～2度のいずれかを持っている、▶心身障害者自動車燃料費の助成を受けていない

### ●車いす利用券・ストレッチャー利用券

対 次の全てに該当する方、▶移動に車いすやストレッチャーを利用している、▶身体障害者手帳(肢体不自由(下肢・体幹・移動機能障害)1～3級、内部機能障害1～3級、平衡機能障害3級)を持っている

### 共通事項

申請方法 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの上、直接、障害者福祉課相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4518・FAX(3209)3441へ。

問 障害者福祉課経理係(〒160-8484 歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)4520・FAX(3209)3441

